

広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第十号

##### 広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県看護師等修学資金貸付規則（昭和三十七年広島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(3)中「第七条第一項」を「第四十二条第二号」に、「児童福祉施設のうち重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同号イ(4)中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に改め、同号イ(7)中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。